

公益社団法人 日本技術士会

部会長 各位、委員長 各位

地域本部長 各位、関東甲信地域県支部長 各位

2023年3月13日

## 新型コロナウイルスへの対応方針

会長

皆様におかれましては、これまで本会が発出した「新型コロナウイルスへの対応方針」を踏まえ真摯な対応を続けて頂き、心から敬意を表します。

さて 令和5年2月10日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更されたため、本会としては、会員の方々の感染防止を考慮しつつ、対応方針を見直すことに致しました。

当面、以下の内容に沿って対応頂きたくお願い致します。

### 1. 諸会議の開催について

(1) 会議開催に当たっては、ウェブ会議システムの積極的な利用をはかる一方、会議運営の円滑化の観点等から、会議室が「密」な環境とならないよう、配席間隔や換気に留意した上で対面参加も可とする。

(2) 主催者は、対面参加者に対して体温管理、手指消毒を推奨するが、マスクの着用は基本的には個人の判断に委ねることとする。

感染対策上、マスクの着用を求める場合は、特段の理由（重症化リスクの高い人等への配慮等）を説明する必要がある。

### 2. CPD講演会について

(1) 全国の多くの会員のCPD実施に应运じていくために、講師の了承の下に、会員個人へのウェブ配信や講演内容のウェブ収録を極力行うこととし、対面出席の会場を設営する場合は、会議室が「密」な環境とならないよう配席間隔や換気に留意した運営を行う。

(2) 主催者は、対面参加者に対して体温管理、手指消毒を推奨するが、マスクの着用は基本的には個人の判断に委ねることとする。

感染対策上、マスクの着用を求める場合は、特段の理由（重症化リスクの高い人等への配慮等）を説明する必要がある。

### 3. 見学会について

主催組織は、参加者の移動中及び見学会会場における感染防止策を講じるとともに、見学先が要請する感染防止に関する措置を遵守することで実施可能とする。

### 4. 懇親会、交流会について

飲食を伴う懇親会、交流会を開催する場合、体温管理、手指消毒等、適切な措置を講じた上で実施する。

上記1～4の適用にあたっては、令和5年2月10日変更「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」[kihon\\_r\\_20230210.pdf\(corona.go.jp\)](#) 及び各都道府県の要請事項も遵守するものとする。なお、5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴い社会情勢、政府方針が変われば、当該対応方針も見直すものとする。

以上